

はばたけ翼

株式会社オール
プロジェクト発行
君津市人見3-6-19
9月 1日
(土曜日)
第28号

平成三十年度介護保険法改正 ②

新たな介護保険施設の創設

平成三十年四月より新しい介護保険法の下で現場が動き始めている。前回は「はばたけ翼」では「地域包括ケアシステムの深化・推進」にむけて「①保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止にむけた取組の推進」を取り上げたが、今回は「②新たな介護保険施設の創設」を考えてみたい。見直し内容の概要は、今後、増加が見込まれる慢性期医療（すくには良くならない病気や怪我を持つ人を対象にした医療で、慢性期の反対側には急性期医療と違うのがあります）・介護ニーズへの対応の為、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設する。

能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設するものである。これにより病院または診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることになっている。

2. 新たな介護保険施設の創設

- 見直し内容**
- 今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設する。
 - 病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

<新たな介護保険施設の概要>

名称	介護医療院 ※ただし、病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。
機能	要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する。（介護保険法上の介護保険施設だが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づけられる。）
開設主体	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人等

☆ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。
※ 具体的な介護報酬、基準、転換支援策については、介護給付費料会等で検討。

つばさグループ

株式会社オールプロジェクト
社会福祉法人 志真会

そもそも介護保険法に定められている施設は、特養、老健、療養型の三つしかない。少しわかりにくいのが、有料老人ホームや、サ高住、高専賃、高齢者住宅などは全て単なる住宅であり、厚労省は施設とは考えていない。今回、この施設のひとつである療養型を「介護医療院」という名前にしたのが、この改正の②新たな介護保険施設の創設ということになる。従って、新しい施設区分を創設したのではなく、今まであった療養型を介護医療院という名前に変えただけの話なのだ。では、なぜ、看板の付け替え等という安易で姑息な事をしたのだろうか。

平成二十五年老人保健健康増進事業「医療ニーズを有する高齢者の実態に関する横断的調査研究」（委員長 木下毅 公益社団法人全日本病院協会常任理事）によると、当時の療養型には、医療区分一の利用者だけで八四％、医療区分二まで含めると九四％を占めている。つまり、常時医療行為を必要としない利用者が九割以上もいたわけだ。医療

療行為を、さして必要としない利用者が、医療保険をたくさん使う施設にいたのでは、保険財政的にも困るということで、新しい施設を作り、その財布を医療保険から介護保険に付け替えたのが、「介護医療院創設」の意義である！と、厚労省は絶対に対に説明できないが、全体の背景を見れば明らかである。つまり医療保険延命の為に、介護保険に金食い虫を押し付けただけであり、被保険者の利益より制度の維持継続を重視している。もつとも、あの巨大な全国組織である生協でさえも、自らの健保組合を解散させねばならないほど火の車なのだから仕方ない。ただ介護医療院の管理者は院である以上、医者をするという点においては、やはり医師会強しである。そういえば社保審でも、介護現場をほとんど知らないであろう、某医療系の困った委員が定期巡回サービスが悪く言っていた。（続）

「人見神社 祭礼」

つばさデイサービスセンター 君津

介護職 氏家 里紗

平成三十年七月二十二日(日)に、毎年恒例となっている人見神社の祭礼が行われました。当日は、とても暑くなっており水分を多めに取って頂きました。

お神輿が来ると、「懐かしい」「昔、担いでたよ」「前の写真があると比べられて思い出になるわ」など、喜びの声がありました。

供物として、赤い魚がつけられていてそれに気づかれた方は少なかったが、気づかれた方には、驚かれる方もいました。女性の方も数名担がれていました。

終わった後には「楽しかった」「また見たい」との声もありました。

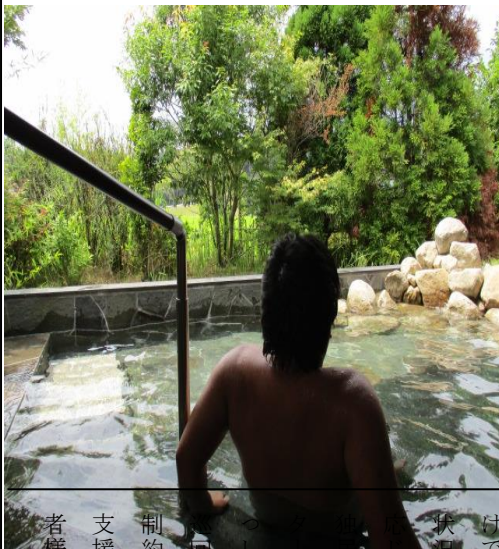


夏の名物露天風呂

介護職 福島 弘記

つばさ貞元には、夏季限定ではありませんが露天風呂(岩風呂)があります。岩風呂の浴室内から、硝子戸を抜けると、そこには、露天風呂があります。室内の空間とは違い、風の流れや草木の香りが感じられ、また蝉の声や虫の声が聞こえ自然溢れる空間となります。

露天風呂は半身浴位の深さで、こぼれ日が差し込みそよ風が抜け、雑木林の隙間から田園の風景が遠くまで見渡せ大変気持ちのよい展望の広がりを見せてくれます。日中から露天風呂に入れるのは大変気持ちが良いと利用者様の声が聞こえています。



定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護事業つばさ 緒方 紀子

訪問介護などの在宅サービスが増加しているものの、在宅生活を支える仕組みが不足していることから訪問介護事業つばさでは、平成二十八年十二月より二十四時間対応の定期巡回のサービスを開始しております。訪問介護では身体介護や生活援助は時間の決まりがあり決められた時間内で必要なサービスを行います。定期巡回は、十分でも五分でもかまいませんので、その分必要なだけ回数を多く訪問する事ができます。病院からの退院後や急に体調を崩され頻繁な訪問が必要な方、下剤を服用され時間通りに訪問しても適切なサービスが受けられない方など色々な時間の設定が必要な方にご利用いただいています。また緊急の際には通報システムボタンを押すだけで、直通でオペレーターと話すことができ、状況に応じてスタッフが駆け付けたり必要にして訪問看護師が訪問する事があります。

居の方は、一人で不安な事も多くオペレーターと話をするだけでも安心される方もいらっしゃいます。従来のサービスに比べ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護では、細かな制約に縛られることなく、柔軟に幅広い介護支援が可能になっている為ご家族様、ご利用者様からは、とても喜んで頂いています。

2018年・水泳大会金のメダル

笠原 慎也

去る五月二十九日、飛田給で開催された水泳大会の五十メートルにおいて長年鍛え続けてきた実力を兼ね備え、今年の目標である金メダルをようやく手にすることができました。

来年もこの大会が行われたときは、昨年度よりも更なる訓練に磨きをかけてより一層の努力をつちかづけて今後の練習にすべての想いをぶつけていきたい方針です。

今大会を気に、どんな泳ぎ方でも順位でもいいからしっかりと恥のないフエアプレイを心掛けていきたいと思っています。

今日は貴重なお時間を頂き誠にありがとうございました。

